

栃木県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例

平成19年3月28日
条例第20号

(特別委員会の設置)

第1条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の名称及び委員の数は、議会の議決で決める。

(委員の選任)

第2条 特別委員会の委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

(委員長及び副委員長)

第3条 特別委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第4条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が日時及び場所を定めて特別委員会を招集し、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第5条 委員長は、特別委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第6条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第7条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、特別委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第8条 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(招集)

第9条 特別委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、特別委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第10条 特別委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条の規定による排斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第11条 特別委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の排斥)

第12条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、特別委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第13条 特別委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第14条 特別委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第15条 特別委員会は、審査又は調査のため、広域連合長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第16条 何人も、会議中は、みだりに発言し、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第17条 特別委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他特別委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の特別委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、特別委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、特別委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第18条 特別委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第19条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、特別委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第20条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、特別委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第21条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員の公述人の質疑)

第22条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、特別委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第24条 特別委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第25条 委員長は、職員をして会議の要点、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに2人の委員とともに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第26条 この条例に定めるもののほか、特別委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。